

# 軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)は、4月1日(賦課期日)現在の所有者に1年分課税されます。そのため、4月2日以降に廃車または譲り渡した場合も当該年度分の税金は全額納めていただくことになります。また、廃車・譲り渡したという申告がされていませんと、引き続き課税されることになります。

**問合せ先**  
 〒630-8580  
 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
 奈良市役所市民税課  
 電話 0742-34-4958

**原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪等の税率**

車種区分		税率
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの(ミニカーを除く。)	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪(トレーラを含む)	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

**軽自動車の税率**

## ○平成27年4月1日以降に新車新規登録された軽三輪・軽四輪

平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両は、現行税率が適用されますが、一定の環境基準を達成した車両は、登録年度の翌年度のみ、グリーン化特例による軽課税率が適用されます。

☆例えば、令和2年4月1日～令和3年3月31日登録の車両は、令和3年度分に限り軽課税率が適用となり、令和4年度以降は現行税率が適用されます。

車種区分	現行税率	軽課税率				
		電気自動車 天然ガス自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車 ※2			
			基準A ※3	基準B ※4		
軽三輪	3,900円	1,000円	2,000円※5	3,000円※5		
軽四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	軽課税率対象外	
	貨物	営業用	3,800円	1,000円		
		自家用	5,000円	1,300円		

- ※1 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%以上低減達成車に限ります。
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車に限ります。
- ※3 令和12年度燃費基準90%以上達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
- ※4 令和12年度燃費基準70%以上達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
- ※5 乗用営業用車に限ります。

## ○平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された軽三輪・軽四輪

平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両は、旧税率が適用されますが、グリーン化を進める観点から、新車新規登録から 13 年を超過した車両には、重課税率が適用されます。

車種区分		旧税率		重課税率※	
		新車新規登録から 13 年以下の車両		新車新規登録から 13 年超過した 車両 (H22. 3 以前の登録)	
軽三輪		3,100 円		4,600 円	
軽四輪	乗用	営業用	5,500 円	8,200 円	
		自家用	7,200 円	12,900 円	
	貨物	営業用	3,000 円	4,500 円	
		自家用	4,000 円	6,000 円	

※燃料の種類が、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール又は電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

### ■標識交付・廃車の申告など

車種区分		申告先
原動機付自転車	総排気量が 125cc 以下のもの	【奈良市役所市民税課】 (電話) 0742-34-4958 各出張所・行政センターでも申告可能です。 ※各出張所・行政センターではナンバープレートの交付 が後日になることがあります。
	ミニカー	
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	
	その他	
軽自動車	軽三輪	【軽自動車検査協会奈良事務所】 大和郡山市額田部北町 980-3 (電話) 050-3816-1845
	軽四輪	
二輪車	総排気量が 125cc を 超えるもの	【近畿運輸局奈良運輸支局】 大和郡山市額田部北町 981-2 (電話) 050-5540-2063

#### ※総排気量が 125cc を超える二輪車を廃車・変更登録された方へ

奈良県外で廃車・変更登録された総排気量が 125cc を超える二輪車は、廃車・変更登録時に作成される抹消登録申請書の回送により廃車の登録を行っています。しかし、申請者からの送付漏れ等により、抹消登録申請書が奈良市へ回送されず、課税され続けてしまうことがあります。そのため、4 月 1 日までに廃車・変更登録された 125cc 超の二輪車の納付書が届いた場合は、お手数ですが奈良市役所市民税課へご連絡ください。

#### ※トラクタ、コンバイン、田植機、フォーク・リフト等の小型特殊自動車をお持ちの方へ

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車や、フォーク・リフトなどのその他の小型特殊自動車を所有している人は、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。（すでに交付を受けている方は、新たに申告する必要はありません。）軽自動車税（種別割）は、公道を走る、走らないに関係なく、車両を所有していることに基づいて課税されます。

### ■減免制度

身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者、知的障がい者で一定以上の障害区分に該当する方は、お一人につき 1 台の車両について減免を受けることができます（詳細は、障がい者福祉のしおりを参照してください）。原則として、障がい者本人が所有する車両に限ります。

減免を受ける場合は、納期限（令和 4 年 5 月 31 日）までに申請が必要です。その日後も手続は可能ですが、減免されるのは翌年度からになります。なお、減免決定後も減免事由について、現況を確認させていただくことがあります。